

## 弁護士費用保険を巡る諸問題

弁護士 大井 暁

### 1 少額事件と濫訴

簡易裁判所の交通事故訴訟が急増し、平均審理期間や控訴率が伸びたと報道されている<sup>1</sup>。簡裁の交通事故訴訟の増加の背景には、自動車保険に付帯する弁護士費用等補償特約<sup>2</sup>の普及があるものと推察される。弁護士費用保険（権利保護保険）<sup>3</sup>の普及は、当事者の裁判を受ける権利を実質化するものとして積極的に評価されている<sup>4</sup>。他方、その意義を認めつつも保険の構造上モラルハザードが内在するとし、濫用的な訴訟や裁判の長期化によって保険収支の悪化を指摘する見解もある<sup>5</sup>。交通事故訴訟の増加や裁判の長期化に対応して、少額事件や濫訴を弁護士費用等補償特約の担保範囲から除外するため、免責金額の設定や勝訴の見込みを支払要件とすることが議論されており、その問題点について、先行研究を踏まえつつ検討する。

### 2 弁護士紹介

弁護士費用等補償特約の商品価値は弁護士紹介サービスと関わっている。わが国の損害保険会社や共済組合は、一部を除き、日弁連リーガル・アクセス・センター（以下「日弁連LAC」という。）と協定を結び（以下「協定保険会社」という）、弁護士紹介をLACに委ねている。これに対し、イギリスでは、費用対効果、質の確保、能率性の観点から顧客をパネルソリシタに誘導する実態が報告されている<sup>6</sup>。保険会社によって組織されるパネルには、弁護士の質が均等で顧客の不満が生じにくい利点がある一面、報酬のダンピング、市民の弁護士選任の自由や保険会社からの弁護士の職務の独立が損なわれることが指摘されている<sup>7</sup>。弁護士費用等補償特約の被保険者から保険会社に寄せられる苦情には弁護士に関する不満も多く、苦情が増加すればパネル化の志向を強める可能性がある。苦情の実態とパネルの問題について検討する。

---

<sup>1</sup> 読売新聞 2014年10月25日朝刊。

<sup>2</sup> 本件特約に関する先行研究として、山下典孝「わが国における弁護士費用保険に関する一考察」大谷孝一博士古稀記念・保険学保険法学の課題と展望 485頁（成文堂，2011），同「ベルギーにおける権利保護保険について」損害保険研究 75巻4号 221頁（2014）など。

<sup>3</sup> 権利保護保険の先行研究として、應本昌樹「権利保護保険における保険事故に関する一考察—法違反の主張を支える三本柱のレシピについて—」大谷孝一博士古稀記念・保険学保険法学の課題と展望 505頁（成文堂，2011），同「権利保護保険における弁護士選任の自由に関する一考察—バンベルク高等裁判所 2012年6月20日判決を題材として」損害保険研究 75巻2号 105頁（2013）など。

<sup>4</sup> 小原健「これからの権利保護保険」特集 権利保護保険 期待と課題（以下「期待と課題」と表記）第13回『保険毎日新聞』2015年8月24日号6頁。

<sup>5</sup> 伊藤明彦ほか「ディスカッション『権利保護保険』下」期待と課題 第12回〔内藤和美〕発言部分『保険毎日新聞』2015年8月10日号7頁。

<sup>6</sup> 鈴木和憲「イギリスの訴訟費用保険」自由と正義 24巻7号 24頁（2013）。

<sup>7</sup> 鈴木前掲注6）24頁。

### 3 費用保険金の算定基準と仲裁機関

弁護士報酬自由化の影響もあり、弁護士費用等補償特約における保険金算定をめぐる弁護士と保険会社との間に紛争も多い。費用保険は、消極保険であるから保険価額による制約がなく、てん補損害額（保険法18条1項）の認定は、原則として被保険者の負担した費用の額によって算定される。もっとも同条項は任意規定であり具体的算定方法を定めていないから、損害額の算定方法は当事者自治による<sup>8</sup>。権利保護保険と弁護士委任契約は別個の契約であるから、約款において保険金算定基準を設けることは可能である。保険金算定をめぐる紛争を解決するには約款によって算定基準を明確化することが有効であり<sup>9</sup>、近時、各保険会社は、算定基準を保険約款に折り込むようになった。しかし、費用算定をめぐる紛争は今後も残ると思われる。弁護士費用等補償特約では、「当社の同意を得て支出した弁護士報酬等」を保険填補の対象としている。同意には保険者の裁量権があるが、その裁量は合理的範囲を逸脱できない。保険者の同意がないことを根拠に被保険者の保険金請求を排斥した裁判例も現れており<sup>10</sup>、合理的裁量の範囲について、裁判例と先行研究を踏まえつつ検討する。

弁護士費用等補償特約の保険金算定をめぐる紛争は、弁護士と保険会社の対立構造であり、保険金請求権者である被保険者に当事者意識が乏しく解決が困難である。日弁連LACは、裁判外紛争解決機関（ADR）の設置に取り組んでいると報告されている。紛争解決手続の効果を発揮するには、保険会社側からの申立を容易にすることなどの課題があり、これらの課題を紛争の実態を踏まえ検討する。

### 4 利益相反

弁護士費用等補償特約と賠償責任保険の引受保険会社が同一である場合、利益相反が生ずることが古くから指摘されている<sup>11</sup>。近時では、弁護士費用等補償特約と人身傷害保険の引受保険会社が通常同一であるため、被保険者が自賠責調査事務所の認定よりも高い後遺障害等級を主張する場合、被保険者に既存障害があり保険会社が削減払条項の適用を主張する場合、被保険者の症状固定時期に争いがある場合、事故と死亡の因果関係が争いとなる場合等に、保険者と被保険者の利害対立が顕在化する。人身傷害補償保険の先行払いの場合、保険代位（保険法25条1項）の範囲をめぐる保険者と被保険者の利害が対立することもある。利益相反の具体的な状況と、制度的手当について検討する。

---

<sup>8</sup> 潘阿憲・保険法概説 111 頁（中央経済社、2010）。

<sup>9</sup> 責任保険につき 澤本百合「責任保険における防御費用のてん補」保険学雑誌 624 号 219 頁（2014）、  
弁護士費用等補償特約につき 大井暁「弁護士費用等補償特約の検討」保険学雑誌 629 号 157 頁（2015）。

<sup>10</sup> 東京高判平成 27 年 2 月 5 日ウエストロージャパン文献番号 2015WLJPCA02056003（原審東京地判平成 26 年 9 月 4 日ウエストロージャパン文献番号 2014 WLJPCA09048001）。

<sup>11</sup> ウェルナー・プェニクストルフ・西嶋梅治訳「訴訟費用保険」法政大学現代法研究所叢書 1 法律扶助・訴訟費用保険 146 頁（法政大学出版会、1979）。